

様式第12号（第21条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証

久指令循収第 3127-3 号  
令和 7 年 3 月 21 日

株式会社セントラル・アメニティ  
代表取締役 三石 力也 様

久喜市長 梅田 修一



久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第27条第2項の規定により、下記のとおり許可する。

記

住所又は営業所の所在地及び名称	久喜市久喜東3丁目7番10号 株式会社セントラル・アメニティ
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ） ※積替保管を除く
営業区域	久喜地区
許可有効期間	自 令和 7年 4月 1日 至 令和 9年 3月31日
許可条件	・上記の営業区域を遵守すること ・確約書の内容を遵守すること ・一般廃棄物（ごみ）は、営業区域ごとの指定搬入施設（久喜地区は久喜宮代清掃センター、菖蒲地区は菖蒲清掃センター、栗橋地区及び鷺宮地区は八甫清掃センター）へ搬入すること